

会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人就労履歴登録機構（以下「この法人」という。）入会及び退会規程第2条に定める会員の入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会 費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員A	200千円、	正会員B	100千円、	正会員C	50千円
賛助会員A	200千円、	賛助会員B	100千円、	賛助会員C	50千円
特別会員	無償				

2 ただし前項の会員区分は、A会員：従業員数500名以上、B会員：同50名以上500名未満、C会員：同50名未満（正会員、賛助会員共通）とする

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、4月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員（以下「中途会員」という。）の当該事業年度の会費の納入は、中途入会を希望する個人又は団体（法人）が、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。